

令和3年12月19日
総務省消防庁

大阪市北区のビル火災を受けた緊急立入検査について

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を受け、総務省消防庁から全国の消防本部に対し、今回の火災建物と類似の階段が一つしか設置されていない雑居ビルを対象に、火災時の避難経路等について緊急立入検査の実施を別紙のとおり要請しました。



【問い合わせ先】

消防庁予防課 千葉設備専門官、金子違反処理対策官
TEL：03-5253-7523（直通） FAX：03-5253-7533

消防予第 600 号
令和 3 年 12 月 19 日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 長 官

大阪市北区で発生した火災を受けた緊急点検について

令和 3 年 12 月 17 日に大阪市北区で発生したビル火災では、死者 24 名、負傷者 4 名を出す大きな被害が発生しました。

総務省消防庁では、現地に職員を派遣し、関係機関とも協力の上、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 35 条の 3 の 2 の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査を行っているところです。現時点で出火原因は特定されていませんが、地上へ直通する階段が 1 の防火対象物で、当該階段付近の 4 階部分で出火し、建物内に煙や熱気が充満することで、多数の逃げ遅れが生じたものと考えられます。

このような状況を踏まえ、管内の下記 1 の防火対象物に対し、下記 2 の事項に留意の上、避難管理等について立入検査を実施することにより、緊急的に防火対策の徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 緊急点検（立入検査）対象とする防火対象物
消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 4 条の 2 の 2 第 2 号に該当する防火対象物（特定一階段等防火対象物）
- 緊急点検（立入検査）の留意事項
防火管理の実施状況や消防用設備等の設置状況に係る消防法令違反がある場合は、重点的に改善指導を図ること。
特に、避難経路となる階段等の施設に避難の支障となる物件が置かれている場合や、防火戸の閉鎖の支障となる物件が置かれている場合は、火災発生時に被害が拡大することが予想されることから、消防法第 5 条の 3 の規定に基づく命令を行うことなどにより、直ちに物件の除去を行わせること。

総務省消防庁予防課企画調整係
担当：金子、木村、能仁
電話：03-5253-7523
Email：y.nounin@soumu.go.jp